

会 議 記 録

会議名称	平成 25 年度 第 3 回北本市環境審議会
開会及び 開会日時	平成 25 年 10 月 2 日 (金) 午前 10 時 00 分から 11 時 30 分
開会場所	北本市 文化センター 第 4 会議室
議長氏名	会長 堂 本 泰 章
出 席 委員(者) 氏 名	堂 本 泰 章      白 川 容 子      齋 藤 利 男      齋 藤 叔 久 保 角 美 代      金 子 眞 理 子      齋 藤 友 男      浅 野 昭 八 望 月      聡
欠 席 委員(者) 氏 名	荻 島 和 美      福 森 秀 臣      伊 藤 堅 治      矢 口 光 一 小 林      稔      石 塚 富 美 江
説明者の 職 氏 名	くらし安全課長      加 藤      功 主事      小 菅 浩 典
事務局職 員職氏名	市民経済部長      荒 井 光 男 くらし安全課長      加 藤      功 環境政策・衛生担当主事      小 菅 浩 典 環境政策・衛生担当主事補      小 島 有 香 子
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 諮問</li> <li>4 議事</li> <li>5 閉会</li> </ol>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北本市環境基本計画「年次報告書」(平成 25 年度版)【事前配布】</li> <li>・ 北本市環境基本条例</li> <li>・ 委員名簿</li> <li>・ 追加資料</li> </ul>

会 議 記 録

発言者	発 言 内 容
会 長	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶 副市長による挨拶 一略一</p> <p>3 諮 問 北本市環境基本計画「年次報告書」（平成25年度版）について</p> <p>4 議 事</p> <p>会長から挨拶 一略一</p>
会 長	<p>まず、事務局から今回の年次報告書について説明をお願いします。</p> <p>【事務局が年次報告書について、前回の答申を受けて反映した部分等を中心に説明】</p>
会 長	<p>事務局の説明を受けて、ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
望月委員	<p>細かいところではありますが、年次報告書の5ページに組織図があります。これは、平成24年度末時点の組織ということで掲載されていますが、公表時点、つまり現在の組織図を掲載したほうが、市民に対して親切だと思います。また、45ページの中ごろの廃棄物の焼却に関する規制の啓発の記載ですが、基準が強化されたのはかなり昔の話なので、この記述は必要ないと思われます。また、同じ45ページの下から2つ目の項目で、県に協力を依頼し、情報提供を受けたという内容が書いてありますが、市は県の立ち入り調査に同行して実態把握に努めているので、その事実を追加記載してはいかがかと思います。</p>
会 長	<p>その通りだと思います。</p>
事務局	<p>そのようにいたします。</p>
浅野委員	<p>14ページの自然環境の保全と創造の項目で、進捗がE（未着手）となっている項目について、その理由を教えてください。</p>
事務局	<p>Eとなっている項目の1つである①の項目に関しては、北本市緑の基本計画の改訂をする際に、雑木林の維持保全の方向性を示すことは可能でありますので、単独で維持保全指針を作成するのではなく、その方向で考えている。</p> <p>また、E評価2つめの自然環境調査及び自然環境評価の項目ですが、これにつきましては、財政上の理由等で未だ実施をしていない状況にあります。</p>
会 長	<p>1点目については、北本市は雑木林のまちということなので、単独で指針をもってもよいのではと思いますが、緑の基本計画の中で方向性を示すということであれば、ぜひ環境審議会の意見も参考にいただければと思います。</p> <p>2点目については、これは実際に調査をしたら何処の部署になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>調査内容によりますが、生態系の保全の観点から、北本の自然の分布とそこに住む生物の</p>

## 会 議 記 録

実態を調査するという内容であれば、公園緑地担当になると考えます。

会 長 所管が曖昧であることが、1つ問題であると思いますので、はっきりしていただきたい。このような調査は緑の基本計画をつくる際に基礎データとなりますし、生物多様性地域戦略を立てる際にも必要ですので検討をお願いしたい。

白川委員 雑木林の会は中央緑地で毎月調査をしているので、市内でまったく調査をしていないということではない。ただ、そのデータを市のどこに持っていけば活用してもらえるのかがわからないので、そういった部署があればよいと思う。

会 長 このことに関しては答申に何らかの形で考え方を載せたいと思います。他にご意見などございますか。

金子委員 38ページの空気の清浄さの維持の項目①がCからAになっていますが、理由をお願いします。

事務局 空気中の二酸化窒素の測定に関しては、隔年で継続的に実施しています。その結果は、平成8年度以降平成24年度まで毎回環境基準を下回っています。したがって、調査を継続的に実施しており、その結果が良好であるので、評価をA（ほぼ目標を達成している。）としたものであります。

金子委員 確かに、平成8年度以降、環境基準を下回っていますが、グラフを見ると、二酸化窒素濃度の値は増加傾向にあると読み取ることができます。評価はAではなく、Bでもよいのではないかと思います。

事務局 この項目に関しては、評価基準として、具体的にこういった状況になったらAであるというものが環境基本計画に示されていないので、評価が難しいところであります。この項目に限らず、同様の理由で進捗評価が難しいものがありますので、環境基本計画改訂の際には、進捗評価を意識した目標の立て方をすることについて、検討すべきと考えています。ですので、この項目を含めて、進捗評価については議論の余地があるところだと思います。

金子委員 48ページのダイオキシンの項目も同じだと思いますが、これはBからAへの進捗なので、問題はないかと思います。ただ、市でこのことに関する取り組みは何か行っているのでしょうか。

事務局 野外焼却によるダイオキシンの発生がありますが、野外焼却に関しては原則禁止ということで、通報があれば現地に行って指導している。特に燃やしてはいけないものを燃やしている場合は、直ちに中止させている。

望月委員 評価について感想ですが、環境問題は市のみではなく事業者や市民も取り組むもので、これは行政が何をしたから評価がこうなるということではなく、市全体の通知表のようなもの

## 会 議 記 録

として、市全体を見て結果がこうであるから、評価がこうなるということではないでしょうか。また、北本市は評価項目が非常に細かく、他市の報告書を見てもここまで細かいものは、知る限りでは、ないと思います。

会 長            その他の進捗評価がEとなっている項目について、事務局から説明をお願いします。  
【事務局が残りの9項目について、進捗がEとなっている理由を説明。】

会 長            事務局が所管課から受けた回答を説明しましたが、そのなかで、いくつかの項目について、市の所管するものがないので、該当事業がないという説明がありました。これについては、市の管轄外として評価を◎とするのではなく、例えば、市が県や国に要望をすることも可能であるので、そうした要望等を行ってほしいと思います。

会 長            また、在来種による緑化推進の項目ですが、これは埼玉県環境部で作成した緑化木選定基準があります。こうしたものを活用し、事業者に対して可能な範囲で推奨することはできると思います。

金子委員        市は生垣の補助を行っている。そこで、在来種によるものを勧めているのであれば、これを評価に入れることができると思います。

齋藤友男委員    木は毛虫の問題があります。近所で毛虫アレルギーの方がいて、相談を受けたことがありますが、毛虫が出ないと消毒ができないと言われたことがあります。発生時期が決まっているのだから、消毒をしていただけたらと思います。

白川委員        消毒しても毛虫が発生する木は発生してしまうので、切って他の種類の木を植えるというのが1つだと思います。また、事務局からの説明で、農薬に関しては農業者の判断ということで、啓発はできるが、指導はできないということでしたが、もう少し積極的な指導があってもよいのではないかと思います。

会 長            さくらの木は毛虫が出やすいということがあります。また、消毒や農薬に関してお話がありましたが、毛虫に反応する人がいれば、消毒薬に反応する人もいます。また、緑化に関しては、大量に同じ種類の木で緑化をすると、特定の害虫に全てやられてしまうなどの危険性があります。いずれにしても、地域にあった適切な処置が必要な問題だと思いますので、こうしたことを地域で互いに学習するようなソフトな場があればよいと思います。

会 長            今回は審議会で提案した答申の内容について、事務局から返答があり、今までではなかったもので、感謝いたします。少し早いですが、ほかに意見がなければ持ち帰ってもう1度各委員目を通していただければと思います。そして、意見や質問がありましたら事務局に送っていただき、議論の必要があるものは、次回の審議会で取り上げることとなります。次回は審議の続きを行い、答申の内容を議論したいと考えています。

会 議 記 録

事務局から次回の審議会の日程等を連絡し、閉会。

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。

平成 25年 10月 5 日

会 長 堂 本 泰 幸 